

## 第三者評価結果の公表事項(児童養護施設)

①第三者評価機関名

特定非営利活動法人 福祉経営ネットワーク
----------------------

②評価調査者研修修了番号

SK15057・SK15059
-----------------

③施設の情報

名称：ゆりかご園	種別：児童養護施設	
代表者氏名：秋田 長二郎	定員（利用人数）： 51名	
所在地：神奈川県小田原市酒匂2-41-39		
TEL：0465-48-4921	ホームページ： <a href="http://www.yurikago-en.or.jp">http://www.yurikago-en.or.jp</a>	
<b>【施設の概要】</b>		
開設年月日：昭和25年10月13日		
経営法人・設置主体（法人名等）：ゆりかご園		
職員数	常勤職員： 36名	非常勤職員 12名
専門職員	社会福祉士 2名	保育士 22名
	児童指導員 7名	医師 1名
	栄養士 2名	調理師 3名
	心理療法担当職員 1名	
施設・設備 の概要	（居室数）	
	管理棟 (534.88 m <sup>2</sup> )	（設備等） （1F）事務室、交流ホール、厨房 （2F）心理療法室、自立訓練室、 家族交流室 等
	さくら棟 (576.16 m <sup>2</sup> ) ・ 幼児ホーム 居室2室 (10畳×2) ・ 兼用ホーム 居室4室 (10畳×2、個室×2) ・ 女児学齢 居室6室 (個室) 居室6室 (個室)	（1F）幼児ホーム 兼用ホーム (幼児、学齢女児) （2F）女児学齢×2 ホーム
	たちばな棟 (377.69 m <sup>2</sup> ) ・ 男児学齢 居室6室 (個室) 居室6室 (個室)	（1F）男児学齢×2 ホーム （2F）女児学齢×1 ホーム

	その他 地域小規模児童養護施設 (136.22 m <sup>2</sup> ) ・ 男児学齢 居室 6 室 (個室)	
--	---	--

#### ④理念・基本方針

<p>(理念)</p> <p>子ども中心の援助を目指して ～ 一人ひとりの夢に込めて ～</p> <p>何らかの理由で家庭で養育できない子どもに生活の場を提供し、子ども中心の生活の実現と権利擁護を図りながら心身ともに健やかな成長と自立にむけての支援を行う。</p> <p>(基本方針)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 子どもが安心して安全な生活が営めるよう、子どもと一緒に取り組みます。</li> <li>2 一人ひとりの子どもの人権を尊重し、子どもが社会の一員として自立していけるよう援助に努めます。</li> <li>3 職員は子どもたちの成長モデルであることを自覚し、資質の向上に努めます。</li> <li>4 各小規模ケアグループの特性、独自性を生かしながら、情報の共有化をすすめ、園全体としての組織的な援助がされるよう風通しのよい運営に努めます。</li> </ol>
---

#### ⑤施設の特徴的な取組

<p>施設は、入所している子どもにとっては日常生活の場であり、一人ひとりが尊重され、可能な限り一般の子どもと同じ様な生活が保障されなければなりません。しかし、ややもすると集団的管理をしようとする考え方に陥りやすくなります。施設という立場上から集団生活という基本は否定できませんが、子どもが自己の可能性や長所を伸ばし、成長出来る生活の場となるよう、園としての取り組みをすすめています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 職員の孤立化、ホームの密室化の防止 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2 ホーム 1 グループ体制等によりチームとして子どもを支援する体制の整備</li> </ul> </li> <li>○ 子どもの安全・安心の確保 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 安全安心な集団作りのための活動として、毎月「安全・安心の取り組み委員会」・「でしゃばりキッズ」を開催</li> </ul> </li> <li>○ 信頼と自尊に基づく人間関係の確立 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ケア単位を小規模化することにより、職員と子どもがより身近で家族的な雰囲気の中で触れ合い、影響し合うことによって相互の信頼関係を深め、一人ひとりを大切に生活のあり方を実践</li> </ul> </li> <li>○ 社会の一員として自立していけるための支援 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子どもの個別支援計画を作成し、児童相談所と協力して具体的な支援を実施</li> <li>・ 心理療法担当職員による個別的、継続的面接等の実施</li> <li>・ 職業指導員を中心にした自立サポート委員会による年長児の自立プログラムの企画</li> <li>・ 実施と中高校生の「自立を考える会」等の活動</li> </ul> </li> </ul>
--

#### ⑥第三者評価の受審状況

評価実施期間	平成29年4月18日(契約日) ～
--------	-------------------

	平成29年11月13日（評価結果確定日）
受審回数(前回の受審時期)	1回（平成26年度）

## ⑦総評

### ◇特に評価の高い点

○「子ども中心の生活の実現を目指して、生活単位の小規模化や専門職配置の充実等により、将来の自立に向けた支援の充実に努めている」

「子ども中心の援助を目指して」という理念のもと、平成26年度途中に全面建て替え工事が完了したことで、子どもの生活単位の小規模化が実現している。また、小規模化加算等によって職員数が増加し、子どもをより細やかに養育・支援できるように単独勤務の時間減少や各ホームをフォローできる体制等を整えてきている。さらに、複数配置のFSW（以降、家庭支援専門相談員）や心理療法担当職員、職業指導員、里親支援専門相談員等の専門職がそれぞれの役割や専門性に基づく業務遂行に加えて、子どもの養育・支援に直接関わる機会を持ちながら、将来の自立に向けた支援の充実に努めている。

○「毎月個別に話を聞く時間を設けて子どもの気持ちや生活状況等の把握に努め、安全・安心な生活の継続を図っている」

毎月、ホーム単位で職員が子どもから個別に話を聞く時間を設け、その結果は「安全・安心への取り組み委員会」で職員間での共有ならびに検討を図っている。また、その結果に基づき、各ホームの「でしゃばりキッズサミット」の中で子どもへのフィードバックを行い、子ども同士の関係調整を働きかける他、ホームの雰囲気や居心地等について子ども自身に考えさせるきっかけを作る等の取り組みが定着している。この継続的な実施により、子ども間の関係性をはじめ、職員の子どものかかわり等の状況をタイムリーに把握し、必要に応じた迅速な対応が可能となっている。また、子どもにとっては常に自分の気持ちを気にかける大人が身近にいることへの安心感が、職員にとっては常に子どもの気持ちに思いを馳せることへの意識がそれぞれ芽生える効果にもつながっており、集団生活を基本としながらも、子ども一人ひとりにとっての安全・安心な生活を守る努力が続けられている。

### ◇改善を求められる点

●「職員一人ひとりに焦点をあてた育成のしくみを整えていくことが期待される」

施設では、各職員の専門性向上を目指して内部研修を計画的に毎月開催している他、外部研修への職員派遣については、一人につき少なくとも年2回以上は実施できるように調整を図っている。ただし、外部研修の開催日程や研修テーマが合わないこともあり、必ずしも職員自身が望む外部研修が受講できない状況がみられる。今後は、個々の職員が自ら年間目標を設定して施設全体で把握しながら研修計画を立案するとともに、それぞれ必要な専門知識や技術の向上に取り組んだ成果を振り返る機会を持つ等、職員一人

ひとりに焦点をあてた育成のしくみを整えていくことが期待される。

●「主体性を育むとともに将来の自立生活に役立つ観点から、子どもが自らの生活環境を考え、家庭的な雰囲気づくりに積極的に携わる機会の充実に期待したい」

建て替えによって小規模な単位での生活が始まり、土日は各ホームで献立を話し合っ  
て決め、予算の中で食材を購入して調理を行ったり、児童会では住み心地の良い場所と  
するために、ホームの生活ルールや過ごし方等について子どもが意見を出し合う等、日  
常の営みにおいて、子どもが自分の意見を表明し、主体的に自身の生活を構築する機会  
が充実してきている。今後は、生活環境づくりにおいてもその裾野を広げ、各ホームで  
子どもそれぞれが思い描く家庭的な雰囲気とそれを生み出す環境整備について話し合  
う場を設け、自分の生活空間をイメージする楽しさや、住まいを整えることの喜び、達  
成感等を積み重ね、将来の自立生活に役立つ体験へとつなげられたい。

#### ⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

今回は、2回目の第三者評価の受審でした。

前回の評価とは評価項目が違っており、評価の比較については難しいところがありま  
すが、1回目と同じく福祉経営ネットワークさんにお問い合わせしました。園舎の建替えに伴  
い、この3年間で個室化や小規模グループケア化を推し進め、職員体制も大幅に変えま  
した。

そうした変化に対する評価と今後の取り組みの方法について参考になるような評価  
をとおりましたところ、かなり踏み込んだコメントをいただきと感じています。今  
回の評価結果を踏まえて、今後とも子どもの最善の利益を尊重しながら、より充実した  
支援が図れるよう努めていきたいと思っております。

#### ⑨第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

## 第三者評価結果（児童養護施設）

※すべての評価細目（共通評価基準 45 項目・内容評価基準 41 項目）について、判断基準（a・b・c の 3 段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

### 共通評価基準（45 項目）

#### 評価対象 I 養育・支援の基本方針と組織

##### I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
①	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
<コメント> ・施設の理念と基本方針をパンフレットや広報誌、ホームページ等に掲載して地域社会に向けて広く周知を図っている他、調整会議で「園の運営」を検討・決定した後、年度初めの職員会議で配布して説明するしくみが定着している。		

##### I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
②	I-2-(1)-① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	b
<コメント> ・国や県、市の施策等の動向把握に努めていることや、家庭的養護推進計画について県と調整を図る機会等を通して、施設経営の方向性を検討している。なお、地域貢献の領域等、潜在的な福祉ニーズを集中的に分析するしくみを整えることで、社会福祉法人としての役割の明確化や具体的な行動を一層推進されたい。		
③	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	b
<コメント> ・評議員や理事に地域関係者が多く、評議員会・理事会で施設の運営状況を報告しながら適宜、助言を得ている。また、子どもへの養育・支援の充実を図る観点から、職業指導員の配置や FSW を 2 名配置する等、人員体制の強化を進めている。なお、経営状況を職員全体に周知して理解を促す取り組みについては、引き続き努めていくことが望まれる。		

### I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b
<コメント> ・平成41年度までの家庭的養護推進計画を5年毎に見直す方針で取り組んでいる一方、人材育成や3つのプロジェクト委員会の解消時期の設定等、数年後を見通した施設独自の中・長期計画の立案にまでは至っていないため、着手していくことが期待される。		
5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b
<コメント> ・単年度の事業計画書では、理念や基本方針、基本目標、重点目標を明示して職員全体への周知を図っている。今後は、意図的に具体的な数値目標や達成時期、実施頻度等を盛り込み、目標達成への推進力を高められたい。		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b
<コメント> ・事業計画書に掲げたそれぞれの目標を達成するために、「ゆりかご園しおり（施設援助方針・附表）」で養育・支援方針や各職員の役割分担等を明確にして取り組んでいる。なお、各ホームや各種委員会の年間目標を明確にして職員全体で共有を図ることにより、一体感を高めるとともに、各職員が評価・見直しに直接関わりやすく工夫していくことが望まれる。		
7	I-3-(2)-② 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	b
<コメント> ・事業計画書や事業報告書を施設の広報誌に掲載して、保護者に配布するとともに、子どもには各ホームに掲示して周知を行っている。なお、保護者や子どもそれぞれにわかりやすい表現に書き換える等、工夫したうえで情報提供することが期待される。		

### I-4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b
<コメント> ・防災委員会等の常置委員会以外に、性教育委員会（以降、「ころから会」）、評価委員会、自立支援サポート委員会の、3つのプロジェクト型委員会を設置する他、給食会議を給食委員会に改めること等により、養育・支援の質の向上を図る組織体制づくりに努めている。なお、評価委員会では自己評価実施要領に基づき結果の集計・分析を行っているが、今後は具体的		

な改善計画を立案していくことが期待される。		
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3年前の第三者評価受審により課題として示されたホームページの開設について、評価委員会が中心となって取り組み、改善が図られている。なお、利用者調査結果や職員自己評価結果、第三者評価結果で明確となった課題をとりまとめ、改善計画を立てるしくみまでは用意されていないため、整備していくことが望まれる。</li> </ul>		

## 評価対象Ⅱ 施設の運営管理

### Ⅱ-1 施設長の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 施設長の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 園長からのメッセージを広報誌に掲載して関係者に配布すること等により、園運営の方針等の周知を図っている。また、事業計画書に組織図や事務分担表等を明示して園長の役割と責任の範囲を明確にしているが、全職員が共通認識を抱けるよう、さらにわかりやすい形で表明していくことに取り組まれない。</li> </ul>		
11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 園長は、施設長研修や県や市との情報交換を図りながら、遵守すべき法令を把握して一括ファイリングしてとりまとめている。また、調整会議や職員会議、朝礼等の機会に職員全体に周知して理解を促している。</li> </ul>		
Ⅱ-1-(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。		
12	Ⅱ-1-(2)-① 養育・支援の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 園長は、養育・支援の質を高めるために必要な人員体制や委員会の調整を図るとともに、小規模ケア連絡会等に出席して各ホームでの現状把握に努めている。今後は、さらに養育・支援の標準化や各職員の専門性向上を図る取り組みに指導力を発揮されたい。</li> </ul>		
13	Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 園長は県や市、関係機関・関係団体等との情報交換を行いながら、調整会議等の機会に職員へ情報を提供して運営の方向性を示している。なお、職員全体で現状把握や経営課題の共</li> </ul>		

有化を図り、同様の意識を形成する取り組みに引き続き努められたい。

## II-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>・生活単位の小規模化に伴い、小規模グループ加算等により児童指導員・保育士を増員した他、里親支援専門相談員や職業指導員、FSWの複数配置等、人員配置の適正化に努めている。なお、必要人材の採用方法・採用活動については、さらに工夫していくことが期待される。</p>		
15	II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>・職員倫理行動綱領を「期待する職員像」に位置づけ、事業計画書の冒頭に掲げて職員全体に周知している。なお、人事考課制度やキャリアパス等は導入されておらず、園長との定期的な個人面談等で、各職員に期待する事項等を伝えているため、今後は人事基準を明確化することや、将来の自分の姿を見通すことができる資料を作成すること等の取り組みが望まれる。</p>		
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>・各職員の就業状況は、各主任や副主任が把握して園長に伝えている他、健康診断や個人面談等を経て確認している。なお、今回の職員自己評価結果からは、年次有給休暇が取得しづらいこと等の具体的な課題がみられるため、改善に向けた新たなしくみの構築が期待される。</p>		
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>・職員一人ひとりが目標を設定し、年間を通して達成に向けて取り組むしくみが構築されていない状況となっている。今後は、各職員が専門性を向上させたい領域を把握・整理することが期待される。また、施設側からも、各職員に身につけて欲しい専門知識や技術を明確に伝える等の取り組みが望まれる。</p>		
18	II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>・年間の研修計画を作成して毎月内部研修を実施している他、外部研修を受講した職員が研修レポートを作成するとともに職員会議の場で報告することにより、施設全体の専門性向上に努めている。一方、個別の職員に期待する専門技術や資格を明示する取り組みにまでは至っていない。</p>		



19	Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員一人あたり年2回以上、内外の研修受講を保障することによって能力向上を目指している。なお、職員が望む研修を必ずしも受講できていない状況となっているため、一人ひとりの研修ニーズとのマッチングに努められたい。</li> </ul>		
Ⅱ-2-(4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の養育・支援に関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育士や社会福祉士等を目指す実習生の受け入れを積極的に行っており、担当を複数配置して体制を整備するとともに、より効果的な実習となるようにプログラムの工夫等を進めながら、年間を通して計画的に実習生の育成・指導にあたっている。</li> </ul>		

### Ⅱ-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームページ上に施設の概要等とともに現況報告書・財務諸表を掲載して、運営の透明性を高めている。一方、第三者評価の受審結果や苦情・相談の体制および結果までは掲載されていないため、今後、掲載していくことが期待される。</li> </ul>		
22	Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・経理規程で取引や資産運用に関するルールを明示することや、監事による監査結果を理事会・評議員会に報告すること等により、適正な運営に努めている。なお、外部監査を定期的実施するまでには至っていない。</li> </ul>		

### Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	Ⅱ-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日頃から、子どもが園庭で友人と一緒に遊ぶ場面がある他、施設行事の一つである「ゆりかご祭り」には、地域住民が多く参加する恒例行事となっている。また、地域の子ども会行事や習い事等で子どもが地域に出かける機会も多い等、子どもたちが地域で育つことができ</li> </ul>		

るように養育・支援を進めている。		
24	Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>・ボランティアを積極的に受け入れており、事前説明会では「約束は必ず守ってください」、「子どものプライバシーや人権を尊重してください」等、活動上の留意事項を文書に明示・説明して注意喚起を図っている。また、年度末には意見交換会、感謝会を開催する等、一連のしくみを整えている。</p>		
Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	Ⅱ-4-(2)-① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>・子ども一人ひとりに社会資源を明示した資料までは作成していないが、養育・支援の充実につながる関係機関や関係団体等の一覧表を作成するとともに、連携を図ることができるように整えている。また、施設内に自立支援サポート委員会を設置し、子どもの自立支援やアフターケア等に関連する団体との協働・連携や開拓等を推進している。</p>		
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	Ⅱ-4-(3)-① 施設が有する機能を地域に還元している。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>・各職員が自治会活動や地域の季節行事、総合防災訓練に参加する場面等で、地域との交流・連携に努めている。なお、例えば、地域向けの講演会を開催する等、施設が有する専門性を広く還元する取り組みにまでは至っていない。</p>		
27	Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>・県の家庭養育支援センターに指定されており、児童養護ネットワーク事業や里親支援事業、児童委員支援事業等を展開している。なお、子どもの貧困対策への取り組み等、さらに施設として取り組むべき領域について検討を重ねているため、事業化へ向けて引き続き取り組まれない。</p>		

### 評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施

#### Ⅲ-1 子ども本位の養育・支援

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した養育・支援提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>・「ゆりかご園のしおり（施設援助方針）」の冒頭に理念や基本方針を明示して職員全体で共有化を図ることや、園内研修で基本的人権について学ぶ機会を持つこと等で、子どもを尊重した養育・支援姿勢について各職員の理解が進むように努めている。今後は、実際の養育・</p>		

支援場面での標準化を図る取り組みを充実させていくことが期待される。		
29	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した養育・支援の実施が行われている。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>子どもや保護者の個人情報の取り扱い方法については、個人情報保護規程等で明示している。なお、各職員が個人情報保護について学ぶ機会が用意されていないため、園内研修のテーマに盛り込み、定期的の実施していくことが望まれる。</li> </ul>		
Ⅲ-1-(2) 養育・支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ-1-(2)-① 子どもや保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>入所前に見学の機会を必ず持つことにより、子どもや保護者の納得性が高まるよう取り組んでいる。また、「ゆりかご園に入所する方々へのご案内」という文書を子ども用、保護者用それぞれに作成している。ただし、それらは文書中心のものとなっているため、写真や図、イラスト等を使用する等、より理解が進むように整えられたい。</li> </ul>		
31	Ⅲ-1-(2)-② 養育・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>施設での子どもの生活の様子や学校行事の案内等を、月1回の頻度で保護者に文書を郵送している他、広報誌やホームページ上に近況を掲載して周知を図っている。なお、情報提供にあたり配慮が必要な保護者に対して、伝達・説明方法等の留意事項をルール化するまでには至っていない。</li> </ul>		
32	Ⅲ-1-(2)-③ 措置変更や地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>退所時の状況を文書でとりまとめることにより、職員や関係者等が状況を把握できるように取り組んでいる。なお、退所時に、子どもや保護者に配布する文書を標準化するまでには至っていない。現在、FSWや職業指導員等が中心となりアフターケアの充実・強化を図っているため、一連のしくみを構築されたい。</li> </ul>		
Ⅲ-1-(3) 子どもの満足の向上に努めている。		
33	Ⅲ-1-(3)-① 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>児童会と「安全・安心への取り組み委員会（でしゃばりキッズサミット）」をそれぞれ月1回開催し、子どもの意向を把握したうえで職員全体で検討を行い、具体的な改善につなげていくしくみが定着している。</li> </ul>		
Ⅲ-1-(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p>		

<p>・「ゆりかご園苦情解決システム設置要領」が作成されており、各ホームに苦情解決のしくみを説明した文書を貼り出し、職員全体への周知を図っている。なお、今回の利用者調査結果からは職員以外に相談できることについて、子どもの理解が十分進んでいない状況がみられる。また、寄せられた苦情や要望を広く公表するしくみを構築していくことが期待される。</p>		
35	Ⅲ-1-(4)-② 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>・児童会や「でしゃばりキッズサミット」等を通して、毎月、各ホームで子ども一人ひとりの意向を聞き取る機会を用意しており、年数回は他のユニットの職員が聞き取りを行う工夫等で、意見を伝えやすいように努めている。また、ホーム以外に管理棟で個別相談にのる等、場所を変えて柔軟に対応している。</p>		
36	Ⅲ-1-(4)-③ 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>・子どもから職員に直接伝えられる意見や相談内容については、申し送り等を通して職員間で共有しながら迅速な対応に努めている。なお、意見箱を各ホームや管理棟の玄関先等に設置しているが、投函がほとんどない状況が続いている。現状として、子どもの目につきやすい大きさや設置場所への配慮がある一方、目立たない大きさであることや、他の子どもの目に触れにくい場所に設置してあること等もまた投函しやすい環境要素の一部となり得るので、子どもの立場に立ち、さまざまな角度から検討を行い、投函しやすい環境整備をすすめられたい。</p>		
<p>Ⅲ-1-(5) 安心・安全な養育・支援の提供のための組織的な取組が行われている。</p>		
37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>・安全性に配慮した養育・支援となるために、ひやりハット報告書を提出して調整会議やホーム会議、職員会議で検討して再発防止に努めている。さらに、ひやりハットの定義をはじめ、それが事故予防対策を講じる上で効果的なしくみであること等、リスクマネジメントの基本的な知識を職員間で再確認するとともに、児童養護施設の特性に基づいたリスクへの認識を深め、日常生活においてひやりとした出来事への感覚や意識を全職員が共有していくことが望まれる。他の領域も含めて、今後は施設としてリスクマネジメント規程を定める等の体制を整備されたい。</p>		
38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>・感染症対策委員会が組織されており、予防対策の実施や感染症関連の情報提供等に努めている。また、園内研修を通して各職員の専門知識や技術の向上を図るとともに、感染症マニュアルや医務・緊急時マニュアルを整備し、適宜、見直しがなされている。</p>		
39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a

<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防災委員会が中心となり、火災や地震、通報等の防災訓練を毎月開催して安全確保に向けた対策を講じている。また、職員宿舎で生活する職員が自治会の一員として地域防災への取り組みに直接関わることにより、相互連携の体制が構築されている。</li> </ul>	
---	--

### Ⅲ-2 養育・支援の質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 養育・支援の標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ-2-(1)-① 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が提供されている。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「ゆりかご園のしおり（施設援助方針）」の中で、子どもが基本的な生活習慣や経済的観念等を身につけていくための養育・支援方針を明確に示している。なお、方針通りの養育・支援が行われているかの検証や、養育・支援マニュアルの作成にまでは至っていないため、取り組まれない。</li> </ul>		
41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「ゆりかご園のしおり（施設援助方針）」を年度当初の園内研修で共通認識を図るとともに、必要に応じて見直しを行っている。今後は具体的な養育・支援方法をマニュアル化し、定期的に見直ししていくことが望まれる。</li> </ul>		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。		
42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各ホームの担当者が子どもの状況を把握したうえで年度当初に個別支援計画書案を作成後、小規模ケア連絡会・地域小規模連絡会で施設としての素案を作成して児童相談所との自立支援検討会で最終決定している。なお、アセスメントについては、素案を完成させるまでの過程で行われる多角的見地からの話し合いによって実施されているが、職員数が増え経験年数も多様化している現状を踏まえ、子どもの全体像を共通のスケールを用いて捉えるためのアセスメントの指標を、子どものニーズ抽出のためのツールとして取り入れていくことは、支援の質の維持・向上、そして職員育成の視点からも有効と思われるので検討されたい。</li> </ul>		
43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「ゆりかご園のしおり（施設援助方針）」の中で自立支援計画書の策定手順を明示しており、毎年5～6月に自立支援検討会で決定した計画書の再点検を10月に行うとともに、年度末に年間の支援評価を記入して次年度への課題を確認するしくみが定着している。</li> </ul>		
Ⅲ-2-(3) 養育・支援の実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する養育・支援の実施状況の記録が適切に	b

	行われ、職員間で共有化している。	
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>・子ども一人ひとりの育成記録の作成については、業務日誌に作成された文書を転記する等、一連のしくみを明確にしている。なお、育成記録の書き方に関する基本事項を明文化し、職員全体で共通認識を図っていくことが期待される。</p>		
45	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>・文書管理規定に基づき、子どもに関する記録の保管、保存、廃棄等が適切に行われるように取り組んでいる。一方、職員一人ひとりが適切な情報の取り扱い方法を理解することができるように、園内研修を定期的に行うとともに、現状を確認するしくみを整えることが望まれる。</p>		

## 内容評価基準（41項目）

※「共通評価基準評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施」の付加項目

### A-1 子ども本位の養育・支援

		第三者評価結果
A-1-(1) 子どもの尊重と最善の利益の考慮		
A①	A-1-(1)-① 社会的養護が子どもの最善の利益を目指して行われることを職員が共通して理解し、日々の養育・支援において実践している。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>・施設援助方針をとりまとめたものとして「ゆりかご園のしおり」が作成され、全支援職員が参加する年度当初の園内研修において重要箇所を中心に読み合わせと確認を行い、浸透を図っている。また、事業計画の冒頭には全国児童養護施設協議会の倫理綱領をはじめ、ゆりかご園の「職員倫理行動要綱」を掲載し、職員による児童や家族への援助のモラルを示すとともに、「ゆりかご園のしおり」も併せて参考としながら、常に子ども中心の援助の望ましいあり方を追求し、職員相互で点検・評価・検証することを明記している。日常の養育・支援については、ホーム会議等で話し合う他、小規模ケア連絡会、自立支援検討会等で振り返りを実施しており、今後も、年齢や特性等、個々の状況に応じて、常に子どもの最善の利益を念頭に置いた支援にあたっていくことを施設では目指している。</p>		
A②	A-1-(1)-② 子どもの発達段階に応じて、子ども自身の出生や生い立ち、家族の状況について、子どもに適切に知らせている。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>・生い立ち等を伝える際は、年齢や状況等に応じるとともに子どもの気持ちや利益を深く考慮し、慎重な対応に努めている。ケースカンファレンスや自立支援検討会等で児童相談所と協議を行い、保護者との調整を図った上で、いつ、誰が、どのように伝えるか等、役割分担</p>		

<p>を明確にし、小規模ケア連絡会等での職員共有もすすめながら、適切な支援にあたっている。また、年齢が低く言葉による理解に限りがある幼児等に対しても、一人ひとりが祝福されて生まれて来た大切な存在であることを日常のかかわりを通して伝えるように心がけている。</p>		
<p>A-1-(2) 権利についての説明</p>		
A③	A-1-(2)-① 子どもに対し、権利について正しく理解できるよう、わかりやすく説明している。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>・児童相談所より子どもに渡される「子どもの権利ノート」を用いて、子どもと話す機会を設けている他、「児童会」等、子どもが集まる場を活用して、日常的に起こるさまざまな事象等と絡めて、権利についてわかりやすく伝えるよう努めている。また、「ころから会」では年齢や性別、個々の状況等に配慮しながら、グループ別または個別に、権利について伝えており、例えば幼児や低学年の子どもであれば、「言われて嫌なことは相手に言わない」等、理解しやすい例や表現で説明を行い、正しい理解へとつなげている。職員に対しては、年度初めの時期に全職員を対象として、子どもの人権擁護をテーマとした園内研修を毎年開催し、浸透理解を深める機会を確保している。</p>		
<p>A-1-(3) 他者の尊重</p>		
A④	A-1-(3)-① 様々な生活体験や多くの人たちとのふれあいを通して、他者への心づかいや他者の立場に配慮する心が育まれるよう支援している。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>・施設では、学習や就寝前の本・絵本の読み聞かせ等、日常において子どもと個別に過ごす時間を多く作ることを心がけている。また、毎月ホーム毎に、一定の項目で子どもから話を聞く時間を設けており、その時々の子どもの心情に近づき、子ども同士の関係性の変化等についても理解を深めるよう努めている。そして、それらを踏まえ、子ども同士で話し合わせたり、職員と子ども達とで話す機会を持つ等のかかわりを行う中で、他者への心づかいや思いやり等について繰り返し伝え、子どもの心の中での育みを働きかけている。今回の利用者調査では、子ども間の関係性に関する意見があり、今後も継続的な取り組みが期待される。</p>		
<p>A-1-(4) 被措置児童等虐待対応</p>		
A⑤	A-1-(4)-① いかなる場合においても体罰や子どもの人格を辱めするような行為を行わないよう徹底している。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>・毎年、年度当初の時期に、全職員を対象として人権擁護の園内研修を実施するとともに、年度途中に2回、虐待問題をテーマとした園内研修も計画して、子どもへの虐待防止の徹底を図っている。また、毎月子どもと個別に話す時間を作り、その結果に基づき、「安全・安心への取り組み委員会」において職員の子どもへのかかわりについて継続的に確認を行っており、万一の事態の場合には早期発見につながりやすく、またそうした事態を起こさない予防のためのしくみとしても機能している。</p>		
A⑥	A-1-(4)-② 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p>		

<p>・子どもからの定期的な聞き取りをもとに、職員のかかわり等の状況把握に努め、「安全・安心への取り組み委員会」で検討をすすめながら、必要な対応を行っている。また、「ゆりかご園のしおり」にある「被措置児童等虐待と不適切な対応」の章の中では、「被措置児童等虐待」の定義や不適切な対応の具体的内容等を明示し、職員に対してより実践的なレベルでの注意喚起を図っている。さらに、日常の養育・支援の場面において、子どもへの気になる声かけ、かかわり等がみられた場合には、記録や報告義務の明文化まではされていないものの、ホーム会議等で相互に注意し合ったり、現場に近い立場の副主任ならびに主任等による指導を行う等、早期対応を心がけている。</p>		
A⑦	A-1-(4)-③ 被措置児童等虐待の届出・通告に対する対応を整備し、迅速かつ誠実に対応している。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>・全県的に取りまとめられた「児童養護施設等における事故等の取扱い要領」「子どもの安全と安心を護る養育ブック」に基づいた対応を基本として定めている。子どもの虐待防止に関する園内研修には弁護士や児童相談所職員等、外部から講師を招くことで、職員がより緊張感をもって、人権意識の向上、知識の習得に取り組むことができるよう、学びの環境づくりにも配慮している。</p>		
A-1-(5) 思想や信教の自由の保障		
A⑧	A-1-(5)-① 子どもや保護者等の思想や信教の自由を保障している。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>・ゆりかご園の「職員倫理行動要綱」の基本的援助姿勢において、「子どもの個性、趣味、宗教等を理解し、生活習慣を尊重」することを明記し、子どもの思想、信教の自由を保障している。また、もし実際に特定の宗教等に則った文化、習慣等があれば、原則としてそれに沿った対応を図っている。</p>		
A-1-(6) 子どもの意向や主体性への配慮		
A⑨	A-1-(6)-① 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、そこから分離されることに伴う不安を理解し受けとめ、不安の解消を図っている。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>・入所決定後は子ども、保護者との面接、そして見学まで実施しており、その際は「ゆりかご園に入所する方々へのご案内」に基づく説明を行っている。年齢や、これまでの経緯、状況等によって、個々の子どもの抱く不安はさまざまであることを踏まえ、わからないことや不安に思うこと等をその場で確認し、可能な限り、子どもの希望に沿って、継続性のある生活を送れるよう対応していくことを伝えている。また、入所後の子ども同士の関係性も重視して、入所するホームについては慎重に検討するとともに決定したホームの子どもたちへ事前には知らせ、受け入れやすい環境設定を心がけている。入所当日はウェルカムメニューを用意する他、職員と一緒に買い物に出かける等個別の時間を設け、不安感の軽減を図っている。なお、そうした入所手順については、定期的ではないが変更事項等の都度、見直しを行う体制が整えられている。</p>		
A⑩	A-1-(6)-② 職員と子どもが共生の意識を持ち、子どもの意向を尊	b



	重しながら生活全般について共に考え、生活改善に向けて積極的に取り組んでいる。	
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>・毎月各ホームで「児童会」を開き、子ども主体を原則として、生活に関する提案や課題提議、改善への検討等を職員によるサポートのもと行っている。また、日常生活を快適に過ごす上で重要な要素のひとつである、各ホームの雰囲気についても着目し、「でしゃばりキッズサミット」では、個別の聞き取りの中から浮かび上がった子ども間の関係性や生活の雰囲気等に関する課題を子どもと職員とで話し合い、子ども自身にとって住み心地の良い生活環境となることを目指して取り組んでいる。一方で今回の利用者調査、職員自己評価では、生活ルールの順守についてさまざまな価値観に拠る意見の相違が見受けられている。小規模な生活単位へと移行したことに伴う、生活環境や職員集団としての変化等を考慮し、特に職員間での意識の擦り合わせが今後、より細やかに行われていくことが期待される。</p>		
A-1-(7) 主体性、自律性を尊重した日常生活		
A⑪	A-1-(7)-① 日々の暮らしや、余暇の過ごし方など健全な生活のあり方について、子ども自身が主体的に考え生活できるよう支援している。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>・子どもの会議として「児童会」「でしゃばりキッズサミット」の他、高校生以上を対象に、社会に出るための自立を目的として企画・運営を行う「自立を考える会」が毎月開催されており、生活に必要な知識・技術の習得をはじめ、ゆりかご祭りの運営参加等、他者との協働を通して社会的な行動力、コミュニケーション力等の向上のためのさまざまな企画が盛り込まれている。また、施設では、クリスマス会や感謝会等、子どもの意見や企画を尊重した行事が実施されている他、小学生は地域の子ども会活動にも参加して、球技大会、日帰りバス旅行等、年間を通して行事に参加している。さらに、個々の要望等に応じて、ボランティアによるお花教室、英会話、学習指導の実施や、地域のミニバスケットクラブ、ソフトボール等、多様な活動への参加がすすめられ、生活の幅が広がられている。</p>		
A⑫	A-1-(7)-② 子どもの発達段階に応じて、金銭の管理や使い方など経済観念が身につくよう支援している。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>・年齢等に応じた日用品等の買い物を子ども自身が行い、お小遣い帳の記入まで実施して金銭感覚が自然と身につくよう働きかけている。また、週末の献立を各ホームで子どもが話し合っただけで決めた後、一定の予算額を意識して食材を購入する経験を重ねており、食品類の価格相場や買い方の工夫等を体験的に学び、習得するための機会となっている。さらに、自立を控えた子どもが自立訓練室で一人暮らしを実体験する際は、食事に関して予算内で買い物を行い、調理をするプログラムは実施しているが、生活費全体の個別のシミュレーションまでは行っていない。</p>		
A-1-(8) 継続性とアフターケア		
A⑬	A-1-(8)-① 家庭復帰にあたって、子どもが家庭で安定した生活を送ることができるよう復帰後の支援を行っている。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p>		

<p>・家庭復帰を予定する場合には、児童相談所の親子支援チームが作成するプログラムに則り、児童相談所をはじめ関係機関とのカンファレンス等で連携、共有を図りながら、施設のFSWが中心となって支援を行っている。退所にあたってはアフターケア記録簿を作成するとともに、退所後も継続的な支援が可能であることを子ども・保護者に伝え、必要時、相談やレスパイト等、子どもの安全で安定した家庭生活の継続のために役立つ支援の提供を心がけている。</p>		
A⑭	A-1-(8)-② できる限り公平な社会へのスタートが切れるように、措置継続や措置延長を積極的に利用して継続して支援している。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>・高校中退後等においては、就労訓練、生活訓練等、個々の状態に応じて段階的に就労自立を促すことを基本姿勢としている。子どもの状況や意欲等に応じて、施設での生活を継続し、心身等の準備が整ってから次の生活場所へと移行することが、子どもにとって最善の利益である、と判断した場合には、措置継続や措置延長の対応を行っている。</p>		
A⑮	A-1-(8)-③ 子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>・2年前より職業指導員の配置があり、アフターケアの中心的担い手として、高校生による「自立を考える会」運営へのサポート、「自立支援サポート委員会」での情報共有をはじめ、子どもの自立までの各プロセスの相談・助言、同行支援を行う等しており、アフターケアの充実がすすんできている。「自立を考える会」では、ハローワークの見学、法律講座、一人暮らし勉強会の他、畑での栽培等、自立を間近に控えた子どもにとって実践性の高い活動を展開している。また、退所前後には個別状況に合わせて関係機関と子ども本人の顔つなぎを行ったり、継続的な連携によって子どもの自立生活の安定に努めている。さらに、毎年、ゆりかご祭りの案内状を送付して招き、在園の子どもたちと交流を図る他、「自立を考える会」が企画する「卒園生を囲む会」は、退所した子どもとのつながりを継続するだけでなく、在園の子どもにとって自立後の生活をより現実的に、我が事として実感できる機会としても役立っている。今後は、個々の希望も含め、一人ひとりへの見立てに基づく計画的なアフターケアを、関係機関と共有しながらより効果的にすすめていく上で、計画書の作成等を視野に入れた取り組みにも期待したい。</p>		

## A-2 養育・支援の質の確保

A-2-(1) 養育・支援の基本		
A⑯	A-2-(1)-① 子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかり受け止めている。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>・年齢等にかかわらず、子ども一人ひとりがどのような環境で育ち、どのような経験等を経てここに至ったのかを可能な限り把握して、目の前に見える子どもの姿と、その背景をより深く理解することを心がけている。そうした視点を基軸とし、日常の会話や、聞き取りシー</p>		

<p>トや自立支援計画票に関して個別に話す機会を通して、子どもの言葉や表情の様子、変化等を敏感に察知して、根底にある真のニーズへのアプローチを図りながら、支援に反映させるよう努めている。日常的な子どもの状況については、日々の申し送りやホーム日誌、育成記録等によって職員共有が図られ、各種会議で必要時検討を行い、継続性ならびに一貫性のある支援に努めている。一方、記録内容にややバラつきもみられるので、何をどのように記録に残すことが、一人ひとりをより深く理解することに役立つのか、といった観点からさらなる検討と共有をすすめられたい。</p>		
A⑰	A-2-(1)-② 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活を構築することを通してなされるよう養育・支援している。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小規模な生活への移行に伴い職員体制も整えられてきたことで、職員から子どもへ、よりきめ細かいかわりを持ち、身近で大人が見守っている安心感のもとで子どもの生活が継続していけるよう努めている。また、買い物や外出、学習等、夜間や休日等を中心に個別の時間を多く設け、子どもとの基本的な信頼関係の構築を目指している。今回の利用者調査では、回答した子どもの多くが「自分の気持ちや考えを話しやすい大人がいるか」の質問に「はい」と答えている。今後は、子どもと寄り添いながら構築する生活要素のひとつとして「環境整備」も意識し、各ホームの裁量権内の予算付けを行う等、さらなる対応が期待される。</li> </ul>		
A⑱	A-2-(1)-③ 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切に、子どもが自ら判断し行動することを保障している。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個々の特性や年齢等に応じて、子どもが自身の力を使い、課題解決へと向かっていけるよう働きかけている。特に、自立を間近に控えた子どもに対しては、自立訓練室でのさまざまな体験等をもとに、ホームでのアフターフォローを行い、自己成長を促している。一方、今回の利用者調査では、「あなたの良いところをほめてくれるか」の設問に対して不満の声が挙がっている他、職員自己評価でも、子どもへのかかわり方について課題とする意見が聞かれている。また、記録は、自立支援計画上のニーズに沿った経過の記述になりがちで、個々の有する力を捉える視点がやや弱く見受けられた。今年度は「見立て」の研修も予定されていることから、できていること、できたこと、可能性を感じさせる新たな一面等、日常生活の中で子どもの持っている力に気づき、引き出し、伸ばしていくための視点を磨く機会とされたい。子どもが、自分を否定しない大人との継続的な関係性のもとで自己肯定感を育み、安心してつまづきや失敗を重ねながら自立へと進んでいけるよう、支援の充実が期待される。</li> </ul>		
A⑲	A-2-(1)-④ 発達段階に応じた学びや遊びの場を保障している。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新園舎建設時も移植により保存された数本の古木や、歴史ある長屋門と主屋のある広い敷地の中に施設があり、園庭には鉄棒、ブランコやバスケットゴール等が設置され、子どもがのびのびと遊べる環境が整えられている。幼児のみで構成されるホームには、幼児に適した遊具や砂場等が備え付けられた庭も隣接しており、日常的に戸外遊びをしやすい環境設定がなされている。小学生には、公文式教室、習字教室、絵画教室、ミニバスケットボール、ソフトボール等、個々の希望により、さまざまな習い事を実現し、子どもの有する能力や可能性、興味関心の幅を広げる体験を提供している。また、学習支援においては、年齢に応じて</li> </ul>		

<p>学習時間を設けている他、ボランティアによる個別学習をはじめ、通塾を行っており、場合によっては職員が同行して塾に出向き、複数の中から自分に合った指導法等の塾を決める等、子どもの希望や特性に細やかに沿った対応に努めている。</p>		
A⑳	A-2-(1)-⑤ 秩序ある生活を通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>・「ゆりかご園のしおり」には「基本的な生活習慣」に関する章があり、発達段階ごとに目指すべき事柄や留意事項が簡潔に明示され、それらを原則として子どもへの支援が行われている。また、その中で「職員は子どものモデルであることを自覚し、ふさわしい行動をとるよう配慮する」ことが掲げられるとともに、「職員倫理行動要綱」でも「利用者との関係」において「子どものよきモデルとなる」ことが明記され、日常的な立ち居振る舞いへの意識喚起が図られている。ルールに関しては年齢に応じて、社会常識の範疇であるか、をひとつの判断基準として、幅をもった対応を心がけている。なお、各ホームのリビングの掲示物については、掲示方法等にさらなる工夫の余地が感じられるので、誰に、何を、どう伝えるために掲示しているのか、本来の目的を再度確認してそれぞれの必要性の可否を精査する機会を作られたい。子どもの目線や心情等へも配慮し、家庭的な生活環境にふさわしい整備への着手が期待される。</p>		
A-2-(2) 食生活		
A㉑	A-2-(2)-① 食事は、団らんの場でもあり、おいしく楽しみながら食事ができるよう工夫している。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>・施設内の厨房で、調理員によって半調理されたものが各ホームのキッチンに運ばれ、仕上げの調理を施されており、炊飯、汁物の調理はホーム単位で行う形で子どもの食事が提供されている。茶碗や箸、コップ等は個別に好みのものを用意している他、部活動やアルバイト等で食事時間がずれる子どもには温め直し、適温で提供する等、個別に配慮している。なお、ホーム内の子どもの年齢には幅があり、性別や体格等の違いによって食べられる量、食べやすい大きさ等に違いが生じることを前提に、発達段階にある子どもにとって必要な栄養摂取への意識や、家庭的な食事環境にふさわしい盛り付けへの配慮等、小規模化がすすんだゆえの職員対応の標準化の難しさを認識した上で、取り組みの充実に期待したい。数年前に開設した、完全調理のグループホームにおける食事前後の風景や団らんの持ち方等を、身近な実践例として参考にする等の工夫も検討されたい。</p>		
A㉒	A-2-(2)-② 子どもの嗜好や健康状態に配慮した食事を提供している。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>・年2回程度子どものアンケートを実施して嗜好や意向等の把握にあたっている。これまで「給食会議」として開催していた会議体について、食の充実、食育の推進にあたり、同じメンバーでの話し合いによる積み上げが必要であるとの判断から、「給食委員会」へと変更し、固定メンバーの話し合いによる実効性の向上を図っている。食事の内容に対する子どもの摂食状況は、検食簿への残食記入による把握の他、ホームの職員より栄養士に直接伝えられ、</p>		

<p>次回以降の内容へ反映させるよう努めている。アレルギー除去食や基礎疾患による特別食にも対応し、特にアレルギーについては、学校とも共有を重ね、安全性を高める努力を行っている。また、年齢の低い子どもには、咀嚼等食べる力の発達を促進する観点から、現場職員と栄養士等が連携を図り、形態に配慮したおやつを用意する等、個別対応にあたっている。</p>		
A⑳	A-2-(2)-③ 子どもの発達段階に応じて食習慣を身につけることができるよう食育を推進している。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>・食育については、「食育マニュアル」の中に発達段階別の「食育全体目標」や具体的な援助内容が明示されている他、「ゆりかご園のしおり」の「基本的生活習慣」において、「食事は子どもにとって最大の関心事である」ことや、「カロリーと栄養のバランスよい献立」「楽しい食事環境」「季節感を味わい、食文化を伝承する」等の基本的な方針が定められている。現在、週末は子どもが献立を決め、一定額の中での買い物、調理までの各プロセスを子どもが体験する取り組みが行われており、今後は調理員が各ホームのキッチンに立って、職員や子どもとともに調理を行う「出張調理」も検討を予定している。子どもに対し、より家庭的な雰囲気での食事を提供し続けることができるように、単年度の取り組みと捉えず、例えば3～5年の中期的な展望として食育を計画的にすすめていったり、「食育マニュアル」の重要箇所を「ゆりかご園のしおり」に落とし込み、職員への基本事項として理解浸透を図る等、食育推進に向けた効果的な取り組みが期待される。</p>		
A-2-(3) 衣生活		
A㉑	A-2-(3)-① 衣類が十分に確保され、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>・基本的には、子どもの好みを尊重した対応を心がけ、年齢が小さくても、色や形等の好みをできる限り把握し、自己表現のひとつの手段として、好きな組み合わせでの衣類を身につけられるよう努めている。基本事項については「ゆりかご園のしおり」の「基本的生活習慣」において示しており、将来の自立に向け、衣類の手入れに関する技術・方法を段階的に習得していくことを目指している。子どもの意向や個性を尊重する一方で、季節にそぐわない衣類やTPOにふさわしくない服装等、先の生活を見据え、子どもの利益に反すると判断される場合には注意喚起の声かけをする等の対応にも留意している。</p>		
A-2-(4) 住生活		
A㉒	A-2-(4)-① 居室等施設全体がきれいに整美されている。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>・概ね6人単位を基本としたホームでの生活が始まり、自室の家具配置、装飾を子どもたちが考えて行っている他、リビング等の共有スペースは、清潔と整頓を保ち、住みやすい環境づくりを心がけている。一方、各ホームの共有スペースの佇まいに大きな差異は感じられず、ホームごとの個性や特色等が表現されるまでは至っていない状況が見受けられる。子どもとともに、生活空間を飾ることや、過ごしやすい、使いやすいレイアウトを工夫すること、自分らしさを表現すること等、生活環境を自分たちで整える経験は、自らその環境を大切にする気持ちにもつながり、また、将来、自立生活を始める際の得難い経験にもなり得ると思わ</p>		

れ、職員間で意見交換を行う機会を持つことが期待される。		
A②⑥	A-2-(4)-② 子ども一人ひとりの居場所が確保され、安全、安心を感じる場所となっている。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>・原則として、子どもには個室が確保され、自分の居場所が保障されている。また、施設は、子どもにとっての安全、安心な居場所づくりに継続的に力を入れており、毎月の個別の聞き取り等から、子どもの個々の状況、相互関係、ホーム全体の状況等をタイムリーに把握するよう努め、内容に応じて、その子どもにとっての安全、安心を脅かす環境の改善に取り組んでいる。</p>		
A-2-(5) 健康と安全		
A②⑦	A-2-(5)-① 発達段階に応じ、身体健康（清潔、病気、事故等）について自己管理ができるよう支援している。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>・「ゆりかご園のしおり」の中で「健康生活のために」として、保健衛生に関する管理や発達段階に応じた援助内容を明示しており、日常生活場面で子どもに伝えながら、徐々に、職員から言われる前に自ら意識をする、自ら管理を行う等の行動へとつながるよう働きかけている。また、成長に伴う身体の変化や対応については、「ころから会」の中でもグループ別、個別に伝えており、「ころから会」の存在自体が自然なこととして子どもに受け入れられるような土壌がすでにできている状況にある。</p>		
A②⑧	A-2-(5)-② 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>・毎月、身長、体重の測定を実施して、成長過程の把握を行っている他、年2回健康診断の機会を確保し、個々の健康状況の把握と、異常の早期発見および対応に努めている。また、感染症委員会の設置により、予防対策の検討を行って必要時職員への注意喚起を図る等、子どもの健康を守る取り組みを続けている。なお、服薬については過去に、事故、ヒヤリハット事例が発生したことを受け、改善策が講じられ、マニュアル化もされているものの、マニュアル集への追加等がなされていないため、整備が望まれる。また、服薬は子どもの健康を管理する上でリスクの高い事柄であるため、「ゆりかご園のしおり」の中にも項目を設けて盛り込むことで、経験の浅い職員も含め、意識を強化する等の取り組みを検討されたい。</p>		
A-2-(6) 性に関する教育		
A②⑨	A-2-(6)-① 子どもの年齢・発達段階に応じて、他者の性を尊重する心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>・「ゆりかご園のしおり」にまとめられており、「ころから会」の実践の積み重ねにより、有効なプログラムとして成立している。性別や、年齢別にころから実践計画をそれぞれ作成して、年間の計画に則り、プログラムを実施している。グループ別、個別等、すすめ方は個々の状況等に応じて柔軟に設定し、実施状況は委員会で情報共有を図っている。自他の権利を伝える内容が多く見受けられるとともに、年齢にかかわらず、子どもが自分自身の身を守ることについても、発達段階に応じ、わかりやすい伝え方が工夫されている。絵本等の教材も</p>		

都度最新のものを取り寄せて導入する等、職員の意識も高く、取り組みとして定着している。		
A-2-(7) 自己領域の確保		
A③①	A-2-(7)-① でき得る限り他児との共有の物をなくし、個人所有とするようにしている。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>・小規模化により、幼児のホームを除き、原則として個室が保障され、子どもにとってプライバシーへの意識が高まっている。リビングには鍵付きの個人用ロッカーがあり、それぞれが必要に応じて自己管理を行っている。なお、シャンプー等の日用品はホームとして購入し用意しているが、個人の嗜好による日用品については、お小遣いの中から自己購入することとしている。</p>		
A③①	A-2-(7)-② 成長の記録（アルバム等）が整理され、成長の過程を振り返ることができるようにしている。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>・子ども一人ひとりにアルバムを作っているが、破損、紛失等を回避する目的で、ホーム単位で保管している。誕生会等、話をしやすいタイミングや個々の要望の都度、取り出し、職員と子どもと一緒に見ながら、話をしたり、聞いたりする時間を作るよう心がけている。</p>		
A-2-(8) 行動上の問題及び問題状況への対応		
A③②	A-2-(8)-① 子どもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>・子どもの、課題となる行動に対する考え方や対応についての基本事項は「ゆりかご園のしおり」に示され、子どもへの理解と職員としてとるべき行動、そして日頃からの信頼関係の必要性等についてまとめられている。実際には確認された時点で、ケースカンファレンス等を開き、迅速な対応を図っている。なお、職員のメンタルヘルスケアのために月1回心理専門職が来訪しているが、施設としては、さらなる充実の必要性を感じている。</p>		
A③③	A-2-(8)-② 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>・ホーム編成においては、子ども同士の関係性を重視し、安全・安心に住み続けることのできる環境であるか、という視点をもって判断するよう努めている。経年により、年齢の推移に伴う力関係の変化や新たな課題の出現等もあるため、年度末等、入退所の動きの多い時期を中心に、ホームの移動を実施している。また、毎月の聞き取りの中で個別の案件が浮き上がった場合には、迅速な対応を心がけるとともに、「でしゃばりキッズサミット」で子どもたちにも投げかけ、再考や解決を促す等、繰り返し働きかけを行っている。</p>		
A③④	A-2-(8)-③ 虐待を受けた子ども等、保護者等からの強引な引取りの可能性がある場合、子どもの安全が確保されるよう努めている。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>・児童相談所との連携を密に行い、相互にタイムリーな情報提供と認識の共有を図っている。毎日朝の連絡会では最新の情報を報告し、必要時注意喚起を行っている。「児童の安全確保、安全管理マニュアル」に則り、対応方法を確認する他、電話での問い合わせ等への対応も周</p>		

<p>知徹底する等、子どもの安全確保を最優先に考えた対応に努めている。</p>		
<p>A-2-(9) 心理的ケア</p>		
A⑳	A-2-(9)-① 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>・2つの心理室が設置されており、個別のカウンセリング、プレイセラピー、それぞれに主な用途を分けて活用している。今年度、新たに着任した心理療法担当職員が、個々の子どもの状況把握に努め、現場の職員とも共有を重ねながら、心理的ケアへのニーズを見極め、徐々にケアをすすめている状況にある。生活場面での子どもの様子を知ることも必要である、との施設の考えから、支援職員のシフト勤務にも一部入り、子どもへの理解深化を図っている。また、専門領域のスーパーバイザーが月1回来訪し、専門職としての育成がすすめられており、今後、より重層的な支援の展開において大きな力となることが期待されている。</p>		
<p>A-2-(10) 学習・進学支援、進路支援等</p>		
A㉑	A-2-(10)-① 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>・まず、学習習慣の習得を狙い、毎日平均30分、学習時間を設定する等の工夫を行っている。また、個々の希望や特性等に鑑み、学習ボランティア、学習塾のグループ指導・個別指導等、楽しみながら学習できる環境なのか、集中できる環境なのか等、その子のニーズに沿ってふさわしい学習環境を提供するよう努めている。さらに、必要に応じて学校と連絡を取り合い、共有を図りながら個別性の高い学習支援を図っている。「ゆりかご園のしおり」においても「学校生活と学習指導」として、援助に必要な視点等について明記され、職員間で共有している。</p>		
A㉒	A-2-(10)-② 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>・中学生以上を対象に毎年進路アンケートを実施し、個々の希望を把握するとともに、必要な情報提供や資格取得等の個別支援にあたっている。また、職業選択をする上で、より具体的なイメージに基づいた自己選択となるように、職業体験を推奨している。状況に応じて措置継続、措置延長の対応も調整し、子どもにとってより良い状態で自立生活へとつなげることに留意している。なお、高校卒業後の進路としては、経済的な事由により、積極的に進学へと結びつかない場合が多い状況がある。</p>		
<p>A㉓</p>		
A㉔	A-2-(10)-③ 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>・関係機関の実施プログラム等を活用して、職場実習、職場体験の機会を作っており、現在施設独自の体験先を開拓途中となっている。また、自動車運転免許、介護職員初任者研修等、個々の将来への希望等に応じて、資格取得費を活用しながら、施設で生活している期間のう</p>		



<p>ちに、社会生活に役立つ、さまざまな資格取得ができるよう図っている。また、アルバイトについても、自立後の生活資金の蓄えの必要性とともに、対人関係の調整力、コミュニケーション力、マナーの習得等、一定の社会性を身につける機会として、推奨している。</p>		
<p>A-2-(11) 施設と家族との信頼関係づくり</p>		
A③⑨	A-2-(11)-① 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>・ F S W 2名の配置があり、入所以降、家族との継続的な窓口として支援内容の調整等を行っている。子どもとの交流方法や頻度等については、子ども、家族の意向や状況を踏まえ、児童相談所との連絡調整によって定めている。さまざまな事情で、自宅での宿泊、交流が困難な場合等があり、週末、施設内の親子宿泊室を活用した交流も多く行われている。また、毎月、子どもの様子とともに、ねぎらいの言葉を載せた手紙を、学校行事の案内等とともに送付し、子どもと家族の関係継続にも努めている。</p>		
<p>A-2-(12) 親子関係の再構築支援</p>		
A④⑩	A-2-(12)-① 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>・ 家族との関係調整等については、F S Wが児童相談所と緊密な連絡を取りながら、積極的に支援にあたっている。自立支援計画に基づき、隔月で開催する小規模ケア連絡会等で、家族の状況について情報共有を図り、必要な検討を行っている。また、それらとは別にカンファレンスを定期的に設け、より細かな共有、検討によって支援を進めていく場合もある。</p>		
<p>A-2-(13) スーパービジョン体制</p>		
A④⑪	A-2-(13)-① スーパービジョンの体制を確立し、職員の専門性や施設の組織力の向上に取り組んでいる。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>・ 小規模化による職員の孤立化を防ぐため、2ホーム1グループ制を導入し、主任・副主任が中心となって現場職員への助言・指導にあたっている。今回の職員自己評価でも、相談しやすい環境であることを評価する声が複数聞かれている。現在、F S Wを兼務する主任2名が基幹的職員となっているが、事業計画等での明確な定めはないため、職員集団としての規模が大きくなったことや、職種が増え、より連携を密にしたチームケア推進の必要性が高まったこと等を踏まえ、職位・職種それぞれの役割を可視化して、整理を行うことも検討されたい。職員の共通認識に基づき、基幹的職員が、より能力を発揮しやすく、実効性の高いスーパービジョンを展開できる環境整備に期待したい。</p>		